公益財団法人埼玉県体育協会 競技力向上事業

-ジュニア育成補助事業実施要項-

(彩の国ジュニアアスリートアカデミー事業)

1 目 的

公益財団法人埼玉県体育協会は、世界に羽ばたく彩の国アスリートの育成を目指し、長期的観点の下、各競技団体と連携して県内の優秀なジュニア選手を早期に発掘し、定期的・継続的な一貫指導によるトレーニングを実施するため、彩の国ジュニアアスリートアカデミーを開催する。

2 主 催

公益財団法人埼玉県体育協会 当該競技団体

3 主 管

当該競技団体

4 指導方針

- (1)競技者育成プログラムに基づき、一人一人の将来を展望し、発育・発達に応じた一貫指導を定期的・継続的に実施する。
- (2) 合理的・科学的トレーニングにより、スポーツ障害や過度使用症候群、燃え尽き症候群の防止に努める。
- (3) スポーツの本義となるフェアプレーの精神(武道精神を含む)やスポーツマンシップを大切にし、よりよきアスリートを育成する。
- (4)選手の技術・技能・体力等の習得段階に応じたグループ編成とし、指導者1人 の担当人数は、最大25名程度とする。
- (5) トレーニングの内容を本人・保護者等に十分説明するとともに公開する。
- (6)選手の体調及び学業、日常生活等に十分配慮する。
- (7) 個人情報の保護については、各競技団体が定める規程等若しくは公益財団法人 埼玉県体育協会個人情報保護規程により、適切に対処する。

5 指導概要

- (1) 内 容: 当該中央競技団体が作成した競技者育成プログラムの内容の他、トレーニング理論、食事と栄養、ドーピング問題等
- (2)回数等: 概ね毎月1回・年間10回以上開催する。また、トレーニングは、1 回あたり2時間、1日当たり5時間を超えない範囲とする。
- (3)選 手:当該競技団体が将来性豊かな選手と認定したジュニア層の選手(概ね 小学校5年生から高校2年生)
- (4) 指導者:各競技団体が指定した指導者(公認コーチ資格取得者が望ましい)

6 開催経費

- (1)公益財団法人埼玉県体育協会ジュニア育成事業補助金
- (2) 当該競技団体負担金
- (3) 参加者負担金:傷害保険料及び資料印刷代等(3,000円以内)
- (4) その他、協賛金

7 承諾書

選手の保護者から参加承諾書(別紙様式)を提出させる。

8 委嘱状

選手に公益財団法人埼玉県体育協会会長及び当該競技団体会長連名の委嘱状を交付する。

9 その他

- 本会が行う他の補助事業と同日に実施する際は、経費を明確にわけること。
- 競技団体毎に本事業の実施要項を作成すること。
- 参加選手及び指導者は、必ず本事業をカバーする傷害保険に加入する。
- 参加選手の交通費は、自己負担とする。
- 選手の選考にあたっては、公平性、公開性を十分確保する。

10 事業経費の標準

- (1) 指導者謝金:1回あたり3,000円、1日あたり5,000円を標準とする。
 - ※ 外部コーチを招聘する場合は、事前に協議すること
- (2)会場費:会場及び周辺器具機材等の借用費
- (3) 連絡通信費:電話·FAX代及び郵券代実費
- (4) 資料代: 資料代及び資料印刷代の実費
- (5)消耗品費:アカデミー選手ワッペン、ラインテープ等
- (6)雑費:選手及び指導者の傷害保険等